東大和市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

東大和市では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び東大和市における個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第37号。以下「利用条例」という。)に定められた事務において、個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。以下同じ。)を取り扱う。

番号法においては、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、管理体制、管理規程等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適 正に取り扱う。

(1) 法令遵守

特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等を遵守する。

(注) 法令等には、次のものを含むものとする。

- 番号法
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)
- ・東大和市個人情報保護条例(平成17年条例第33号)
- ・東大和市個人情報保護条例施行規則(平成18年規則第2号)
- ・東大和市保有個人情報管理規程(平成27年訓令第22号)
- ・東大和市情報セキュリティポリシー

(2) 安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

(3) 適正な収集、保管、利用、提供及び廃棄並びに目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号法及び利用条例に定められた事務に必要な範囲内で適 正に収集、保管、利用及び提供をするとともに、不要となった特定個人情報等は 速やかに廃棄する。

また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

(4) 委託及び再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合は、委託先(再委託先を含む。)において、番号法に基づき東大和市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、必要かつ適切な監督を行う。

(5) 継続的改善

特定個人情報等の保護に関する規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

3 問合せ先 (開示請求、苦情相談等を含む。) 総務部文書課文書係 電話 042-563-2111 (代表)